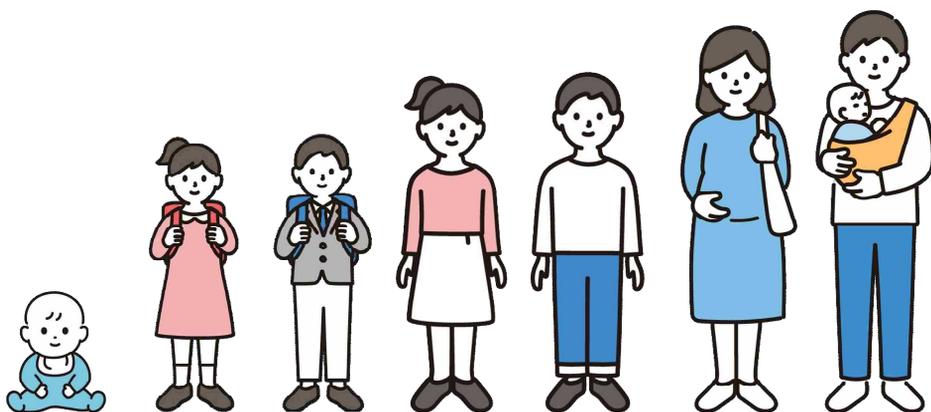


大野市こども・若者計画



令和7年3月
大野市

はじめに

全国的に人口が減少し、少子化対策が進められる中、本市は、令和2年度から、第2期大野市子ども・子育て支援事業計画に基づきライフステージに応じて切れ目なく、あらゆる支援などを「大野ですくすく子育て応援パッケージ」として取りまとめ、「ふく育県」の中にあって、「県内で一番子育てしやすいまち」を目指して子育て応援に取り組んできました。



令和6年に実施した市民意識調査では、これまでの子ども・子育て支援に関する取組が評価され、第六次大野市総合計画前期基本計画に記載する24項目のうち「子育て」及び「学び」については、満足度と重要度がいずれも高くなっています。

第3期の計画の策定に当たっては、就学前児童と就学児童の保護者へのニーズ調査に加え、こどもから若者、子育て世代の皆さまから直接ご意見をお聞きし、本市の実情に沿った計画となるように努めました。

特に、若者の意見を聞く中で、「若者の交流促進」「結婚を希望する若者への後押し」「就労環境の整備」などの課題を把握し、これらの課題の解決に向けた若者育成支援などの取組を盛り込み、計画の名称を「大野市こども・若者計画」としました。

全てのこどもが明るく健やかに育つことができる「こどもイキイキ」なまち、若者が夢と希望を持って前向きに取り組むことができる「若者ワクワク」なまちを目指し、本市の「子育てキラリ」な取組を盛り込んだ計画です。

令和7年度からは本計画に基づき、全てのこどもや若者、子育て世代の多様な夢や希望を尊重し、ウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現に向け、人や地域、社会のつながりの中、こどもや若者、子育て世代への支援を行います。市民や関係機関、各種団体、事業所の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画策定に当たり、ご尽力いただきました大野市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました皆さまに心から御礼申し上げます。

令和7年3月

大野市長 石山志保

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間と位置づけ	1
3 こども・若者の定義	3
4 計画策定に向けた取組	3
5 計画の推進体制と視点	5
6 伝える・伝わる情報発信と意見聴取	5
7 計画の進行管理	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 こどもまんなか社会の実現	6
3 基本方針	6
第3章 計画の体系	7
施策の柱 1 「こども」から「若者」までの共通する支援	8
施策の柱 2 結婚支援	17
施策の柱 3 妊娠・出産支援	20
施策の柱 4 乳幼児への支援	23
施策の柱 5 小中学生への支援	26
施策の柱 6 保護者への支援	30
施策の柱 7 配慮を必要とする支援	34
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	37
資料 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果	46
計画策定の経過	90
大野市子ども・子育て会議委員名簿	91

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年の国内の出生数は約73万人と8年連続減少し、過去最低となり、少子化、人口減少に歯止めがかかっていません。また、平均初婚年齢は妻が約30歳、夫が約31歳となっており晩婚化や未婚化が進んでいます。

大野市では平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の質の高い教育・保育の総合的提供や地域の子育て支援事業の提供体制の確保に向け、平成27年度から令和元年度を計画期間とする「大野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりと、全てのこどもが健やかに育ち、保護者が子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指してきました。

このような中、国では全てのこども・若者が個人として尊重され、多様性が認められ、夢や希望を持って成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進め、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同年12月に「こども大綱」「こども未来戦略」を閣議決定するなど、こどもの権利を包括的に保障する法整備を行いました。

この度、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、こども基本法に基づき国の「こども大綱」と県の「こども計画」を勘案し、子ども・若者育成支援推進法や子どもの貧困対策推進法に基づく計画を含めた「大野市こども・若者計画」を策定し、全てのこどもや若者、子育て世代の多様な夢や希望を尊重し、ウェルビーイング（個人や社会のよい状態、心身ともに満たされた状態）な生活を送ることができる社会の実現に向け、人のつながり、地域のつながり、社会のつながりにより、こどもや若者、子育て世代への支援を行います。

2 計画の位置づけと計画期間

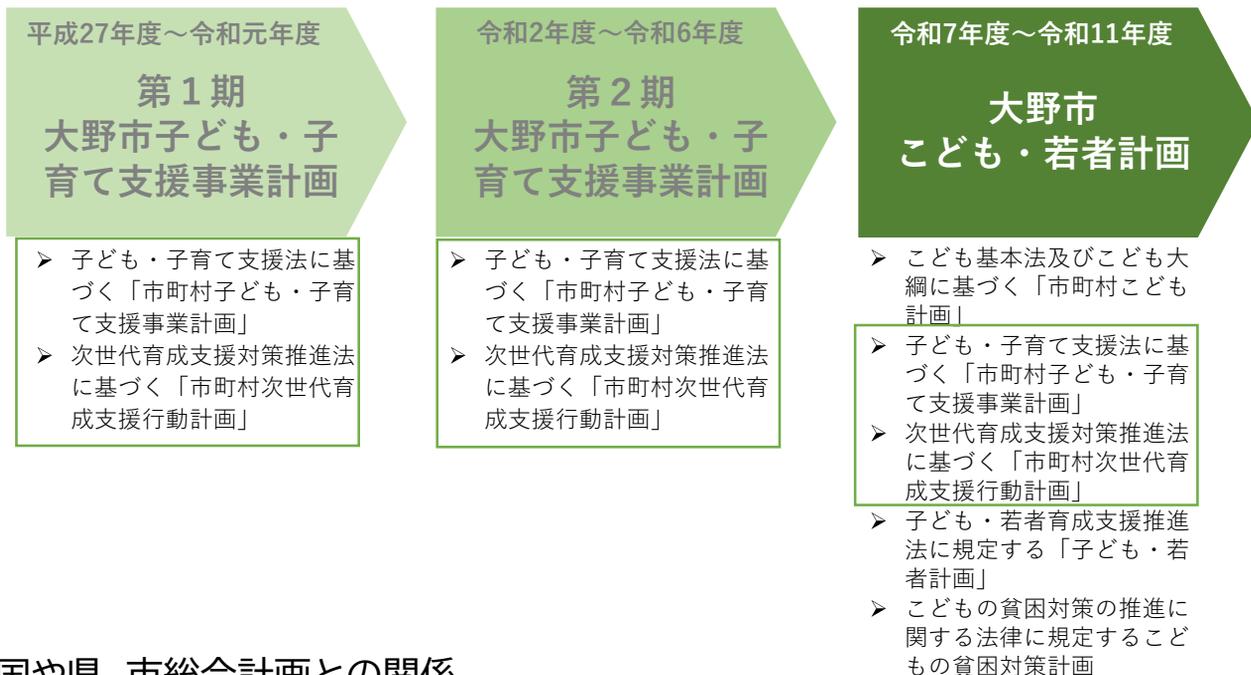
「第六次大野市総合計画」は、将来像である「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結いのまち」の実現に向けて、「こども」「健幸福祉」「地域経済」「くらし環境」「地域づくり」「行政経営」の6つの分野ごとにまちづくりの目標となる基本目標を定め、施策を組み、事業を実施しています。

「大野市こども・若者計画」は、本市の最上位計画である「第六次大野市総合計画」を推し進める中で、こども分野を主としながら、こどもや若者、子育て世代に関連するその他の分野にも関係する計画として取組を進めていきます。

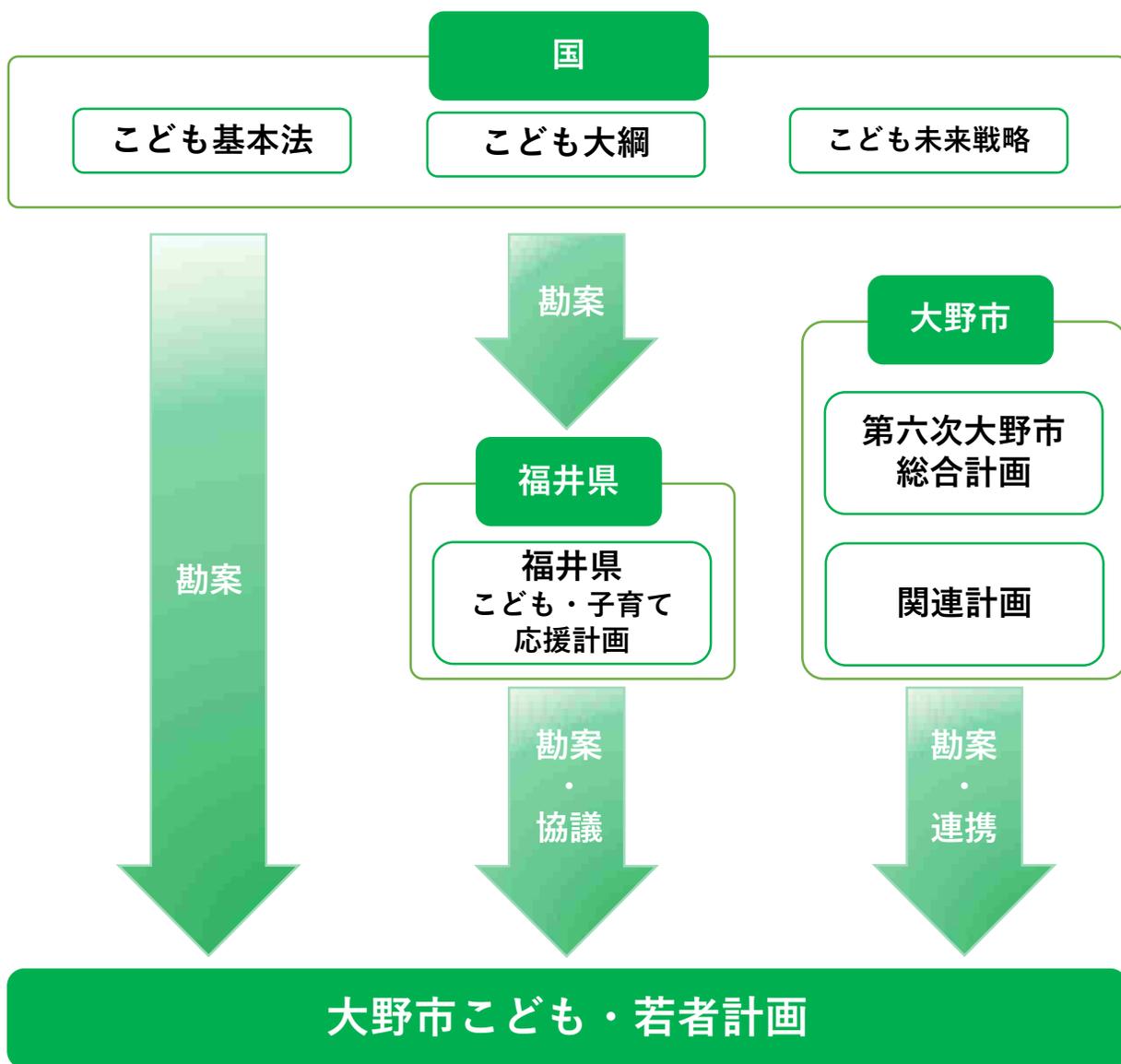
また、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。

「第六次大野市総合計画後期基本計画」が今後策定されることから、上位計画との整合性や、こども・若者と子育て当事者に関する様々な課題やニーズに対応するため、必要に応じた見直しを図るものとし、令和9年度においては中間見直しを行います。

これまでの計画との関係



国や県、市総合計画との関係



3 こども・若者の定義

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることがないようにすることが求められていることから、本計画においては法令や固有名詞に用いられるなどの特別な場合を除き「こども」と表記します。

若者については、法令上の定義はありませんが、本計画においては、主に青年期（おおむね18歳以上からおおむね30歳未満）を示す場合には、「若者」の用語を用います。

4 計画策定に向けた取組

令和6年2月

子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施（以下「ニーズ調査」）

- 住民登録のある就学前児童の保護者（無作為抽出500人）
- 住民登録のある小学生の保護者（全数調査）

※P46～P89に掲載

令和6年5月

大野市公立保育園保護者連合会意見交換会（5/27）

- 子育てをするうえでの『喜び』『期待』『不安』『悩み』
- 子育てと仕事の両立（家庭のこと、職場のこと、制度のこと）
- 子育てをしながらの私らしさの発揮

【主な意見】

- ・大野ですくすく子育て応援パッケージを活用させてもらっている。充実した支援はありがたい。
- ・地域の人々の支え、声掛けで仕事と子育てを両立している。
- ・生活の中、些細なことでこどもの成長を感じて喜んでいる。一方で、不安や悩みも多くある。

大野市子ども・子育て会議（5/28）

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（分析）
- 令和5年度「大野ですくすく子育て応援パッケージ」実績報告
- 計画施策の体系（案）説明

令和6年8月

高校生・大学生と語ろう！の会（若者から意見聴取）（8/8）

- 小学校・中学校・高校の頃、放課後の居場所は？
- 将来結婚したり子育てして大野に住むには何が必要？
- コミュニティが少なくなってきたことをどう思う？
- 保育士の仕事についてどう思う？

【主な意見】

- ・大野市が好きだけど自分のやりたいことを考えたときに、大野には職が少ないので就職の幅が狭いと感じる。
- ・市外から大野に嫁いだ人にとっては、近くに頼れる人が少ないので、産後ケアの充実が必要だと思う。

こどもの意見を聞く会（小学生から意見聴取）（8/29）

- 学校が始まったら何にチャレンジする？
- 放課後は何をしたい？

【主な意見】

- ・勉強や体育など、学校での活動を頑張りたい。
- ・間違えてもいいから意見を言うようにチャレンジしたい。
- ・みんなまで体育館やグラウンドで遊びたい。
- ・児童クラブに「マンカラ」があるので、こども教室も「遊ぶ道具（マンカラ）」を揃えてほしい。

令和6年10月

若者支援に関する関係団体（大野商工会議所青年部）ヒアリング(10/30)

- 結婚を希望する若者にとって必要なもの
- 子育てと仕事を両立のために必要なもの
- 希望する数の子を産むのに障害になっているもの

【主な意見】

- ・地域性から、大野での婚活イベントは向かない。AIを活用したマッチングも有効である。
- ・婚活イベント以外の出会いの場が必要。婚活という言葉で身構えるので、交流イベントを定期的で開催し、自然な形での出会いを促進することが望ましい。
- ・若者が気軽に集い、交流が図られる環境づくりが必要

令和6年11月

『若者から話を聞く会』（11/4）※主催：地域おこし協力隊員

- 移住するきっかけと、実際に移住を決めた理由は？
- 今、大野市で暮らして感じて感じることは？
- 今後も大野市で暮らしているイメージはあるか？

【主な意見】

- ・市の公式LINEで情報がキャッチできる。もっとみんなが市公式LINEを活用するとよい。市ももっとPRするとよい。
- ・市の職員とざっくばらんに話せる機会がほしい。

大野市子ども・子育て会議（11/22）

- こども・若者計画（骨子案）作成のための課題整理
- 若者支援について（グループワーク）

令和6年12月

総合教育会議(12/24)

- こども・若者計画に定める若者育成支援について

【主な意見】

- ・若者の地元愛は18年をつなぐ教育を土壌として育まれるものなので、地道に時間をかけてしっかりと取り組んでもらいたい。
- ・ボランティアや人の役に立つ取り組みへの若者の参加を促すことを考えるとよい。

令和7年1月

大野市子ども・子育て会議（1/10）

- （仮称）大野市こども・若者計画（素案）について
※書面開催に変更し1/17に表決結果取りまとめ

教育委員会定例会（1/24）

- 大野市こども・若者計画（素案）について

パブリックコメント（1/27～2/21）

- 提出意見：2件、提出者：2人

令和7年3月

大野市子ども・子育て会議(3/17)

- 大野市こども・若者計画（案）について

5 計画の推進体制と視点

大野市子ども・若者計画の施策を着実に実行し、国や県との連携を強化するとともに、子ども・子育て支援事業者や教育関係者と連携を深め、計画の方向性や考え方を共有し、市民や各種団体、事業所などの協力を得ながら取組を進めます。

また、取組の推進に当たっては、個人や社会のよい状態、心身ともに満たされた状態であるウェルビーイングな生活の実現、モノや場所、スキルなどの資源を共有するシェアリング・エコノミーの考え方や、家事・子育ての負担感の偏在を解消するジェンダーギャップの緩和の視点を取り入れます。

6 伝える・伝わる情報発信と意見聴取

今後も、大野市の子どもや若者、子育て世代に対する応援を分かりやすく取りまとめた「大野ですくすく子育て応援パッケージ」や「結婚・子育てハンドブック」、市公式LINEやウェブサイトなどを活用し、「不安を取り除くためのサービスを伝える情報発信」、「支援を必要とする人に伝わる情報発信」を行います。

また、計画策定時だけでなく、子どもや若者、子育て世代が市の子ども・若者の育成支援や子育て支援施策に関心が持てるよう、意見を表明する機会を設け、その意見に対してアクションを起こしていきます。

7 計画の進行管理

大野市子ども・子育て会議において毎年度、本計画に基づく取組の進行管理を行うとともに、次の事務においても実績の確認や評価を行います。

- (1) 第六次大野市総合計画基本計画に基づく施策評価
- (2) 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価
- (3) 大野ですくすく子育て応援パッケージの進捗及び実績確認

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもイキイキ 若者ワクワク 子育てキラリ 結のまち

「こどもイキイキ」は、全てのこどもが明るく健やかに育つことができるまちを目指すことを表しています。こどもたちがのびのびと成長し、イキイキと過ごせる環境をつくります。

「若者ワクワク」は、若者が夢と希望を持って前向きに取り組むことができるまちを目指すことを表しています。社会で活躍する若者を応援し、ワクワクするような機会を提供します。

「子育てキラリ」は、子育てをしている人が喜びや生きがいを感じられるまちを目指すことを表しています。子育て世代を応援し、明るく前向きな子育てができるように支援します。また、大野市のこども・若者育成支援や子育て支援が「キラリ」と輝く様子を表しています。

2 こどもまんなか社会の実現



大野市は、県内の市町では一番最初に、県と同時となる令和5年8月3日に「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、さまざまなこども・子育て支援施策に取り組んでいます。宣言後も「結婚・子育てハンドブック」の協賛事業所や市制施行70周年記念事業「こどもまんなかフェス」の協力団体、「こども連れで利用しやすい飲食店」などの「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ってきました。

今後も、「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ることで、市全体で子育てを応援する機運を高め、こどもまんなか社会の実現、本計画の策定趣旨にあるようにウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

3 基本方針

計画策定に当たり、ニーズ調査や意見を聞く機会を設けたところ「大野市の子育て支援は充実している」「大野市の支援はかゆいところに手が届く支援だ」などの意見をいただきました。一方で、将来の子育てなどに不安を感じている人や、市が既に提供しているサービスの情報が十分に伝わっていない人がいました。

「こどもイキイキ」な社会を実現するためには、こどもの健康と安心安全の確保や困難を有することへの支援、放課後の居場所づくりなどの社会環境の整備を行います。

「若者ワクワク」な社会を実現するためには、若者の交流と活動の促進や結婚を希望する若者への後押しを行います。

「子育てキラリ」な社会を実現するため、「子育ては楽しいもの」「地域で子育てを応援している」といったメッセージを発信する「大野ですくすく子育て応援パッケージ」に取りまとめられた取組を継続します。

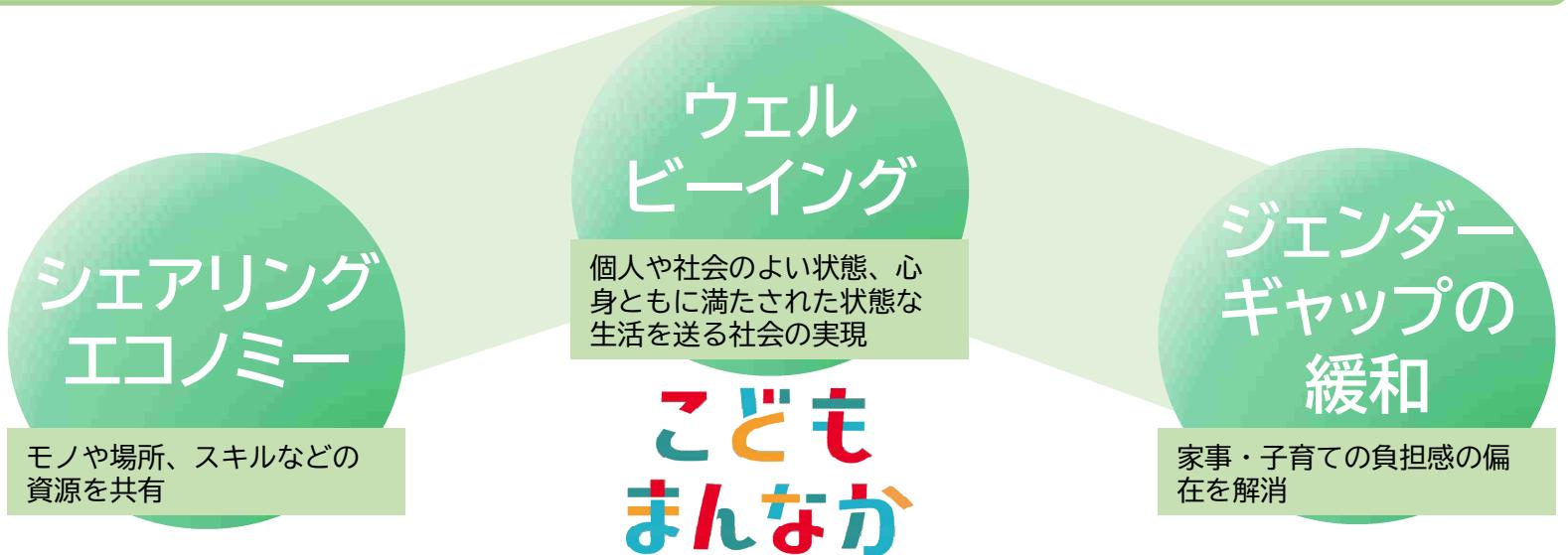
結婚、出産、子育てに対する考え方が多様化する今、全ての人が100%満足する支援を提供することは難しいことから、市としては、次の基本方針で、**個人の選択を尊重し、自己決定・自己実現（夢や希望を叶えること）**を後押ししていきます。

- 1 将来の見通しを立てられる相談支援
- 2 必要とする人に伝わる適時適切な情報発信
- 3 こどもや若者、子育て家庭を主体とした支援の提供

基本理念

こどもイキイキ 若者ワクワク 子育てキラリ 結のまち

視点



基本方針

個人の選択を尊重し、自己決定・自己実現（夢や希望を叶えること）を後押しします

- 1 将来の見通しを立てられる相談支援
- 2 必要とする人に伝わる適時適切な情報発信
- 3 こどもや若者、子育て家庭を主体とした支援の提供

施策の柱

1 こどもから若者まで共通する支援

- 施策の方向性
- (1) こども・若者の健康と安心安全の確保
 - (2) 困難を有するこども・若者やその家族への支援
 - (3) こども・若者の成長のための社会環境の整備
 - (4) 若者の定住と就業支援
 - (5) 若者の交流・活動の促進

2 結婚支援

- 施策の方向性
- (1) 結婚を希望する若者への支援
 - (2) 地域全体で結婚を応援するまちづくり
 - (3) 若者の出会いの創出

3 妊娠・出産支援

- 施策の方向性
- (1) 妊娠を希望するカップルへの支援
 - (2) 妊娠期から育児期までの切れ目のない支援
 - (3) 母子保健対策の充実

4 乳幼児への支援

- 施策の方向性
- (1) 乳幼児期の健康増進と相談支援の充実
 - (2) 教育・保育サービスの提供
 - (3) 地域における子育て支援

5 小中学生への支援

- 施策の方向性
- (1) 児童・生徒の生きる力の育成に向けた教育環境の向上
 - (2) 不登校、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応
 - (3) 放課後の居場所づくり

6 保護者への支援

- 施策の方向性
- (1) 経済的・精神的負担の軽減
 - (2) 子育てと仕事の両立支援
 - (3) 共家事・共育児、男女共同参画の推進

7 配慮を必要とする支援

- 施策の方向性
- (1) 障がい児（配慮を必要とするこども）に対する支援
 - (2) ひとり親に対する支援
 - (3) 生活困窮者（世帯）に対する支援

令和2年度からの取組



計画を具現化するため、年度ごとに取組を取りまとめて情報発信

施策の方向性 (1) こども・若者の健康と安心安全の確保

現 状

- 産科、小児科の医療機関や産後ケアの専門施設・医療機関が不足しており、かかりつけの病院がいつまで診療してもらえるかが心配です。
- 日曜日の休日急患センターで小児科の受診ができて安心です。
- こどもは色々な病気にかかるので、おすすめの病院が知りたい。病院選びが大変です。
- こどもが自分で身を守れるような防犯や性への学びの場をしっかりと持つべきです。
- 防犯隊や安全で安心なまちづくり推進会議の委員による夜間防犯パトロールや量販店での街頭啓発を継続して実施することで犯罪を抑止しています。

課 題

- 現在の医療体制(休日急患診療所を含む)を維持するために、市内外の医療機関間の連携を図り、市民に対し、福井県子ども救急医療電話相談(ダイヤル#8000)や福井県こども急患センター、小児救急夜間輪番病院に関する情報発信を強化する必要があります。また、かかりつけ医による受診を推進する必要があります。
- 性や飲酒、喫煙、薬物についての正しい知識を身につけることが必要です。これは健康的な生活管理や心身の健康を守るために重要です。こどもたちは小中学校の保健の授業で、若者は福井県奥越健康福祉センターや事業所と連携し、健康に関する意識啓発を行う必要があります。
- 思春期は心と体の急激な変化により不安定な状況に陥りやすく、うつ病などの精神疾患の発症期でもあるため、悩みごとを抱えることが増える思春期の保健対策の充実が必要です。
- インターネット環境に関する防犯対策について、スマートフォンやインターネット、特にSNSの健全な利用方法を親子で学ぶことが必要です。これは、トラブルや危険に巻き込まれないためであり、学校、家庭、社会のそれぞれの場で取り組む必要があります。
- こどもや若者が災害などから自分と他者の生命を守ることができるよう、体験的な学びを含め、成長に応じた防災教育の推進が必要です。

取 組

● 小児医療の充実 【健康長寿課】

これまで大野市医師会の協力を得て、市内医療機関の小児科の診療体制を維持し、休日急患診療所の小児救急診療について医師や看護師の確保など診療体制の整備に努めてきました。

ニーズ調査でも小児科の充実を求める声が多いことから、**これから**もこどもが休日や夜間に安心して受診できるように、休日急患診療所における小児救急医療体制の確保を継続します。加えて、子ども救急医療電話相談事業(ダイヤル#8000)や福井県こども急患センター、小児救急夜間輪番病院などの情報を広く周知し、県や他自治体と連携して取り組みます。また、診療体制の確保及び夜間休日の急な病気に対応するため、かかりつけ医の普及・啓発を推進します。

● こどもから若者の保健対策の充実 【教育総務課・健康長寿課】

これまで小中学校において保健や保健体育の授業で性や性感染症、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する学習を推進してきました。

これからも小中学校において性や性感染症、薬物乱用防止教育を推進し、心の健康に関する教育を充実させるとともに、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に関する取組を継続します。加えて、若者に対しては福井県奥越健康福祉センターが行うエイズ、肝炎・性感染症相談や各事業所が行う健康管理と連携しながら、若者の健康に関する意識啓発を行います。

● 就学児童・生徒に対する相談体制の充実 【教育総務課】

これまでフレッシュハウス(適応指導教室)において、学校・家庭以外に安心して過ごせる場所と時間を提供し、悩みごとの相談に対応してきました。**これからも**フレッシュハウスでの悩みごとの相談対応を継続するとともに、小中学校にスクールカウンセラーや結の故郷教育相談員を配置し、相談体制の充実を図っていきます。

● こども・若者を守る地域力の強化 【生涯学習・文化財保護課、こども支援課】

これまで小学校の校区運営協議会や保育所・認定こども園（以下「認定こども園等」といいます。）、民生委員児童委員協議会、警察などの関係機関との連携により、こどもの安全を確保するとともに、こども食堂による地域ぐるみで見守り活動を促進してきました。あわせて、こどもの健全育成につなげるため、認定こども園等の保護者組織の活動を支援してきました。

これからも保護者組織をはじめとする地域組織活動を支援するとともに、小学校の校区運営協議会における「児童生徒の見守り」や「こども110番の家」の取組を継続します。また、こども食堂などの第三の居場所（自宅や学校以外の子どもたちが安心して過ごせる居場所）により、こどもや若者の居場所が増え、地域全体で見守る活動ができるよう、**新たに**居場所づくりに取り組む団体などを増やします。

● 情報モラル教育の推進 【教育総務課】

これまで学校や地域、家庭において、インターネットやスマートフォンの利用について情報を正しく取り扱う方法の普及啓発やトラブルに巻き込まれないよう意識啓発に取り組んできました。

これからもインターネット利用の低年齢化が進む中、児童生徒へのインターネットを利用できる能力や情報リテラシーの習得支援、保護者へのフィルタリングの利用促進などの意識啓発を推進し、こどもがインターネットを安心して利用でき、犯罪被害の未然防止につながる取組を継続します。

● 消費者教育の推進 【市民生活・統計課】

これまで放課後児童クラブや放課後こども教室、高校、若者に対して消費者教育を行い、商品の購入やサービスの提供に関して生じるトラブルの防止に努めてきました。**これからも**こども・若者が消費者として自ら判断し、責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。特に、スマートフォンやタブレット端末での未成年者の無断課金に関する相談が増加傾向にあることから、こどもやその保護者に対する意識啓発を行います。

● 交通安全の推進 【市民生活・統計課】

これまで小中学校や認定こども園等と連携し、こどもの交通安全教育の充実を図ってきました。あわせて、チャイルドシートや自転車用ヘルメット購入に対する助成を行ってきました。また、登下校中の交通事故を防止するため、大野市交通指導員や大野市交通対策協議会による街頭指導や啓発活動を実施してきました。

これからも小中学校や認定こども園等、関係団体などと連携して交通安全意識の啓発活動に取り組むとともに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの購入助成を継続することで、交通安全意識の向上と交通事故の防止に努めます。

取組

● 通学路と公園の安全確保 【建設整備課】

これまで大野市通学路等交通安全プログラムに基づき、関係機関が合同で小中学校の通学路や認定こども園等の園外活動の現場点検を実施し、点検結果の共有や危険箇所の改善に努めてきました。また、公園の遊具については老朽化した施設の更新を行い、安全性の確保に努めてきました。**これからも**大野市通学路等交通安全プログラムに基づき、通学路等の安全を確保するとともに、公園の遊具については毎年点検を実施し、地域住民の協力による維持管理と美化活動に取り組み、利用者の安全を確保します。

● 安全で安心なまちづくりの推進 【防災防犯課】

これまで犯罪や事故を未然に抑止するため、防犯隊や安全で安心なまちづくり推進会議による夜間の防犯パトロールや啓発活動を実施してきました。

これからも小学校区内の夜間パトロールや街頭啓発を継続していきます。また、災害が頻発化、激甚化する中、親子で防災について考えるイベントや地区の避難訓練を通じた啓発活動を推進するとともに、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、こどもの発達の程度に応じた体系的な安全教育を実施していきます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 休日急患（小児科）
- チャイルドシート購入費の半額助成
- 自転車用ヘルメット助成
- 体験型防災教室【新】
- 「児童生徒の見守り」や「こども110番の家」の実施
- こども食堂の実施

現 状

- ニーズ調査において、子育て支援策に期待すること、重要なことの回答として「児童虐待やいじめなどの対策の充実」との声が多くなっています。
- こどもや若者、その家族の困難さを感じる背景には「離婚」「貧困」「疾病」「障がい」などの様々な要因があります。
- 障がいのある人とこどもに行ったアンケートでは、半数以上が差別を経験しており、差別を経験した場所として「学校、会社」をあげています。

課 題

- 誰もが自殺に追い込まれることのないよう、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方を知ることが必要です。また、小中学生1人1台に配布されているタブレット端末を活用し、自殺に関するSOSなどをいち早くキャッチする取組が必要です。
- 児童虐待に関し、こどもや保護者、家庭全体の困り感や不安に寄り添った、包括的な対応が必要です。
- 困難を有するこどもや若者、その家族への支援を継続するため、児童福祉と教育・保育が教育委員会内に組織されている本市の特徴を活かしながら連携の維持が必要です。
- 障がいや障がいのある人を理解するための取組が必要です。

取 組

● 小中学生の自殺対策 【教育総務課】

これまで週に一度、臨床心理士による教育相談を行うとともに、いじめに関しては未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールソーシャルワーカーや結の故郷教育相談員を配置し相談体制の整備に取り組んできました。

これからも引き続き教育相談などの相談体制を確保するとともに、SOSの出し方や受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台のタブレット端末を活用した自殺リスクの早期発見、全国的に自殺増加傾向のある長期休業前後の集中的啓発活動など、体制を強化します。

● 若者の自殺対策 【福祉課】

これまで成人に対しては月に一度、専門のカウンセラーによるストレス相談を行い、さまざまな悩みに対して相談支援を行ってきました。

これからもストレス相談を継続し、相談体制を確保しつつ、若者に対して相談窓口の存在を十分に周知します。

● 児童虐待の防止と養育支援 【こども支援課】 **重点取組**

これまで関係機関が連携を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、要保護児童や要支援児童などの早期発見、適切な支援や保護を図るため要保護児童対策地域協議会を基盤としてこどもやその保護者に対する具体的な支援について検討してきました。

これからも継続した意識啓発、こども家庭センターにおける児童福祉、母子保健、教育分野の連携強化、要保護児童対策地域協議会を基盤とした児童虐待防止の強化やヤングケアラーの対応に取り組むとともに、児童虐待の未然防止につながる予防的支援体制を強化します。

新たな取組として、支援が複雑化、困難化するケースについては、こども家庭センターで作成するサポートプランに基づき、家庭ごとに切れ目なく、漏れなく、効果的な支援を講じます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 要保護児童対策地域協議会による虐待対応
- こども家庭センターによる総合相談窓口の設置
- 障がい理解のための啓発
- くれよん教室での療育の利用者負担を支援

施策の方向性

(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

現 状

- 地域ぐるみで子育てをする行事が増えると、子育て環境が改善する可能性があります。
- 子ども・子育てに関するニーズ調査において、小学校低学年の放課後の希望では、自宅や祖父母宅を希望するが41%、児童センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を希望するが同じ割合の42%となっています。
- 高学年における放課後の過ごし方の希望については、自宅や祖父母宅を希望するが48%、児童センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を希望するの合計が26%となっています。
- 放課後等デイサービスの施設が少なく、放課後や夏休みなどの長期休みに困難を抱える子どもたちが利用できる施設が必要です。
- 公共の場所で中高生が放課後に勉強できるスペースがあることはありがたい。
- 若者の多様なニーズや関心に合わせた居場所が不足しています。

課 題

- 子育て中の親子を孤立させないためにも、地域における「こどもの見守り」が必要です。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の実施に当たっては、安全性の向上と人材確保、サービスの質の向上が必要です。
- 屋内型こどもの遊び場の円滑な施設運営と何度も利用してもらえる仕掛けが必要です。
- 中高生の居場所については、自主的な活動やコミュニケーションを図る場やスポーツや音楽を楽しむ環境も必要です。
- 中学校の休日部活動の地域移行に伴い、部活動をしなないことを選択する生徒がコミュニティとの関わりをなくさない対応も必要です。
- 若者が気軽に集い、交流が図られる環境づくりが必要です。
- 障がいのあるこどもの居場所(預かり型の放課後等デイサービス)の受け皿を確保(人材確保を含む)し、日中一時支援事業により日常的に介護している家族の一時的な負担を軽減することが必要です。
- こども食堂の取組を市内全域に拡大するなど、こどもや若者の居場所づくりが必要です。

取 組

● 地域で支えるこどもと子育て社会 【地域文化課】

これまで各地区の公民館を地域の拠点として地域の活性化や世代間交流など、区長会と連携し世代を超えた交流の促進や公民館事業を通じた学習や体験活動の中で子どもたちを見守ってきました。

これからは「こどもの見守り」「地域で子育て」を地域課題のひとつとして捉え、若者や女性など多様な人材が参画した地域づくりに取り組むことで、活力のある地域を次世代につなげていきます。

● **安全・安心な放課後の居場所づくり** 【こども支援課、生涯学習・文化財保護課、教育総務課、地域文化課】

重点取組

これまで市街地の小学校の児童のうち保育を必要とする児童については児童センターにおける放課後児童クラブで放課後の居場所を確保し、市街地郊外の小学校の児童については保育の必要性にかかわらず公民館などにおける放課後子ども教室で放課後の居場所を確保してきました。また、夏季休業中においてはエキサイト広場や図書館において学習やスポーツ、読書などのカリキュラムにより居場所づくりにも取り組んできました。

これからは現在の放課後児童クラブと放課後子ども教室による放課後の居場所づくりを継続しつつ、児童の安全性の向上と環境の充実を図るとともに、学校施設を活用した放課後の居場所づくりを進めます。また、図書館や公民館を活用した長期休業中の居場所づくりやこども食堂を活用した高校生までの居場所づくりを継続していきます。

新たに放課後児童クラブと放課後子ども教室に携わる人材のスキルアップを図り、放課後支援に係る質の向上につなげるため、指導員や安全管理員の交流を図ります。

こどもの居場所となる屋内型こどもの遊び場は、天候にかかわらず楽しく遊び、子育て世代が交流できる施設であり、こどもの健やかな成長や父親の育児参加を促す役割を果たすため、指定管理者と連携を図り、安全性の確保と利用促進を図ります。

こども食堂は地域における見守りの拠点になることから、未実施地区への拡大を目指します。

● **若者の交流促進** 【生涯学習・文化財保護課】

重点取組

これまで地域づくりやイベントの実施に関する若者の自主的な活動を支援することで、自然な出会いの場を提供してきました。

これからも青年団体に対する活動支援を継続するとともに活動情報を発信し、青年活動の活性化を通して若者の自然な出会い、交流の拡大を図ります。

新たにサークルやクラブなどのコミュニティの情報と活動場所になりうるコワーキングスペースなどの情報を発信することで、コミュニティ活動の広がりにつなげるとともに、青少年の健全育成につながる活動やボランティア活動、社会貢献活動を通じて、若者の活動を促進し、郷土愛を育てていきます。

● **障がい児（者）の居場所づくり** 【福祉課】

これまで障がいのあるこどもに対し、放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業により個々の障がいの特性に応じた療育で発達を促しながら、こどもの放課後の居場所を確保してきました。また、送迎サービスを確保することで、家族の負担軽減に取り組んできました。

これからは必要なサービスを適切な時期に円滑に提供できるよう、サービス等利用計画作成の弾力的な運用とサービス提供事業者の確保に努めるとともに、認定こども園等や学校とサービス提供事業者との連携など、教育と福祉が連携した切れ目のない支援を行います。また、障がい理解を進めるため、啓発活動などの取組を進めます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 放課後児童クラブの実施
- 放課後子ども教室の実施（長期休業中：学びと遊びと体験の広場）
- 長期休業中の小学生の活動支援（こどもチャレンジ教室、図書館宿題支援、B G 塾）
- 長期休業中の居場所づくり（公民館無料開放）
- 集落の集会所などを利用した世代間交流事業
- 障がいのあるこどもの移動を支援（日中一時支援事業所などへの移動）
- おおの天空パークO S O R Aの運営【新】
- こども食堂の実施
- 若者が好む地域コミュニティ情報と活動場所を情報発信【新】

現 状

- 大野市内の賃貸住宅はファミリー向けが多く、単身用の賃貸住宅が少なくなっています。
- 地元で就職を希望するが職種が限られているため、自分の希望する職種には就けずに、市外での就職を選んでいきます。
- 地元企業の情報が発信されているようですが、十分に情報が得られていません。企業の雰囲気、どのような人が働いているかといった情報を必要とする声もあります。
- 実際に企業説明会のような機会に、人事担当者と話し、その人に惹かれて就職しました。情報だけでは伝わらない部分もあります。情報だけだと良い面があっても、逆に悪い情報ばかりが広く伝わってしまう傾向にあります。

課 題

- UIターンについては、移住候補地として全国的に大野市の知名度を上げることが必要です。
- 地元での就労率を向上させるためには、学生と企業のマッチングを向上させることが必要であり、そのために市内企業の魅力を伝える情報発信や、若者にとって魅力ある企業の誘致を行うことが必要です。
- 大野市内にある世界や全国規模で事業展開する企業情報を若者にしっかりと伝えることが必要です。
- フリーランスとしての就労形態が若者や子育て世帯の働き方の選択肢となっていることから、起業や創業に対する支援や家庭で取り組める仕事の紹介などが必要です。
- 生活様式の変化や移住により増加する単身世帯への住宅支援の可否についての検討が必要です。

取 組

● 移住・定住の促進 【地域文化課】

これまでUIターン者を対象にした移住活動に対する支援や県外からの移住者に対する移住支援金(こどもの数に応じた市独自加算を含む)を支給することで、移住・定住を促進してきました。

これからも移住・定住を促進するために移住支援金と市独自の加算金の支給を継続します。

新たに本市の充実したこども・子育て支援の取組、自然など大野ならではの良さをアピールし、子育て移住を推進します。

● 若者や子育て世代の定住につながる就労環境の整備 【産業政策課】

これまで市内での就業を促進するために働きやすく魅力ある職場環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりに取り組んできました。

これからも働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりを推進するため、在宅勤務態勢の導入、勤務時間の選択化、時間単位での有給休暇取得制度といった、働く人・子育て世代にやさしい企業の取組を紹介するなどの情報発信を継続します。若者や子育て世代に対し、世界や全国規模で事業展開する企業情報などのアピールポイントや、そこで働く人など、若者にとってワクワクする、ポジティブに捉えられる情報を積極的に発信します。また、起業や創業の希望者への伴走支援や補助等を行うとともに、IT関連など若者にとって魅力ある企業の誘致を行い、若者の雇用の拡大に努めます。

取組

- 若者や子育て世代のニーズにあった住環境の支援【交通住宅まちづくり課】 **拡充**

これまで子育て世帯や新婚世帯の定住を促進するとともに、住宅の取得に係る経済的負担を軽減するため、中古住宅の購入やリフォームに係る費用、持ち家で新たに多世代同居するための住宅のリフォーム費用の助成を行ってきました。

これからも優良な空き家の効果的な利活用を促し、住宅取得に係る経済的負担の軽減を継続することで、子育て世帯への支援を充実させていきます。

新たに中古住宅の購入については、子育て世帯の支援を拡充します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 移住、県内企業への就職した者に支援金を支給(こどもの数に応じた市独自加算あり)
- 働く人にやさしい企業を認定
- 子育て世代にやさしい企業を認定
- 起業・創業を支援
- 子育て世帯の住宅取得支援(中古住宅の購入費用やリフォーム費用を助成)
※中古住宅の購入に限り子育て世帯への支援を拡充【新】
- 多世代同居に必要な既存住宅のリフォーム費用を助成

施策の方向性

(5) 若者の交流・活動の促進

現 状

- 若者の交流や活動を促進するためには、同じ趣味、目的など集まりやすいコミュニティが有効です。
- 仕事から帰宅し、友達と語り合おうとしたときに開いている店舗が限られており、気軽に集える場所がない。
- 若者同士のコミュニティがあるが、リーダー的存在がなく単発で終わっています。仲間内からの広がりがない。いつも同じメンバーのように感じます。
- イベントスペースや気軽に集まれる場所に関する情報があるとよい。

課 題

- 若者と女性の参画につながる住民自治のあり方の検討が必要です。
- 青年団体に対する活動補助を行っているが、若者の交流拡大につながっていません。
- サークルやクラブなどの若者が集まる情報と若者が集まる場所の情報の提供が必要です。

取組

- 地域コミュニティへの若者の参加【地域文化課】 **重点取組**

これまで地域の自主性による地域の活性化や課題解決に向けた取組の中で若者の参画を得て取り組む地区が出てきました。

これからは地域の活性化や地域課題解決に向けた取組に若者や女性が参画する地区を増やすために、住民自治の進め方を検討していきます。

取 組

● 若者の交流促進 【生涯学習・文化財保護課】

再掲

これまで地域づくりやイベントの実施に関する若者の自主的な活動を支援することで、自然な出会いの場を提供してきました。

これからも青年団体に対する活動支援を継続するとともに活動情報を発信し、青年活動の活性化を通して若者の自然な出会い、交流の拡大を図ります。

新たにサークルやクラブなどのコミュニティの情報と活動場所になりうるコワーキングスペースなどの情報を発信することで、コミュニティ活動の広がりにつなげるとともに、青少年の健全育成につながる活動やボランティア活動、社会貢献活動を通じて、若者の活動を促進し、郷土愛を育んでいきます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

●若者が好む地域コミュニティ情報と活動場所を情報発信【新】【再掲】

施策の方向性

(1) 結婚を希望する若者への支援

現 状

- 若者の出会いがない訳ではないが、結婚に対して一歩を踏み出せない者もいます。
- タイムパフォーマンスを考えると、AIによるマッチングアプリの活用も有効であり、自然な出会いと言われるようになっていきます。
- 地域の縁結びさんの支援も有効です。

課 題

- 結婚に関する考え方が多様化している中、若者の結婚の希望が叶えられるよう、経済的支援や就労環境の整備、住宅支援などの結婚を後押しする取組が必要です。
- 結婚に対するお節介を希望する若者もいることから、ハラスメントに配慮したお節介ができる仕組みが必要です。
- 大野で結婚する「良さ」や「イメージ」、手厚い子育て支援をPRし、結婚や結婚後の将来を見通せる効果的な情報発信も必要です。

取 組

● 結婚を後押しする経済的負担の軽減 【こども支援課】

これまで結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、39歳までに結婚する夫婦に対して賃貸住宅や引越し費用の負担軽減を行ってきました。また、早婚を支援するため、29歳までに結婚する夫婦に対して祝金を支給してきました。

これからも結婚に伴う新生活を経済的にサポートするとともに、29歳までに結婚する夫婦には引き続き祝金を支給することで、早婚を促進していきます。併せて、経済的支援などの取組を掲載する「結婚・子育てハンドブック」や「大野ですくすく子育て応援パッケージ」を活用して、結婚支援や充実した子育て支援をPRすることで、結婚を後押しします。

● 結婚を後押しする就労環境の整備 【産業政策課】

これまで市内での就業を促進するために、働きやすく魅力ある職場環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりに取り組んできました。

これからは働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりを推進するため、「働く人にやさしい企業」「子育て世代にやさしい企業」の認定企業の取組が充実するよう、各種補助支援を行います。

● 結婚を後押しする住宅支援 【交通住宅まちづくり課】

これまで新婚世帯の定住を促進するとともに住宅の取得に係る経済的負担を軽減するため、中古住宅の購入やリフォームに係る費用の補助や持ち家で新たに多世代同居するための住宅のリフォーム費用の助成を行ってきました。

これからも住宅取得に係る経済的負担の軽減を継続し、補助制度が結婚を希望する者の後押しとなるよう情報発信を強化していきます。

取組

● 職場のつながりを活かした結婚の後押し 【こども支援課】

重点取組

これまで県（ふくい婚活サポートセンター）が運営するAIマッチングシステムの利用登録を推進するとともに、恋愛や結婚につながる出会いづくりを目指して、年間50回程度の結婚相談を実施してきました。

これからもAIマッチングシステムを含む出会いづくりの取組を継続します。

新たに企業などと協力し、職場などのコミュニティを活用した「職場の縁結びさん」による結婚支援を行い、より多くの結婚に繋がる機会を提供します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 結婚新生活を応援（住宅賃貸費用又は引越費用助成）
- 若者夫婦に祝金（29歳以下30万円、25歳以下には10万円加算）
- 働く人にやさしい企業を認定
- 子育て世代にやさしい企業を認定
- 新婚世帯の住宅取得支援（中古住宅の購入費用やリフォーム費用を助成）
- 結婚相談（大野市婦人福祉協議会）
- AIマッチングシステムによる婚活（県（ふくい婚活サポートセンター））
- 職場の縁結びさんによる結婚支援【新】

施策の方向性

(2) 地域全体で結婚を応援するまちづくり

現 状

- 結婚を機に転出する女性が多くなっています。
- 家事や育児に関する負担が女性に偏っています。

課 題

- 結婚に対するお節介を希望する若者もいることから、ハラスメントに配慮したお節介ができる仕組みが必要です。
- 結婚支援に関する情報と子育て支援に関する情報をセットにし、市全体で結婚から子育てまでを応援することを若者にしっかりと伝えることが必要です。
- 市全体で男女共同参画の推進やジェンダーギャップの緩和を推進し、家事や育児などにおける男女の役割分担を促進することで、地域全体で結婚をサポートする機運を高めることが必要です。

取組

● 職場のつながりを活かした結婚の後押し 【こども支援課】

再掲

これまで県（ふくい婚活サポートセンター）が運営するAIマッチングシステムの利用登録を推進するとともに、恋愛や結婚につながる出会いづくりを目指して、年間50回程度の結婚相談を実施してきました。

これからもAIマッチングシステムを含む出会いづくりの取組を継続します。

新たに企業などと協力し、職場などのコミュニティを活用した「職場の縁結びさん」による結婚支援を行い、より多くの結婚に繋がる機会を提供します。

取 組

重点取組

● 多様な選択を可能とする男女共同参画の推進 【総務課】

これまで男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進プランに基づいた取組を進めてきました。

これからも男女共同参画プランを積極的に推進し、女性に偏る家事や子育ての負担感を軽減し、ジェンダーギャップを緩和する取組を進めます。

新たに企業や団体と連携して男女共同参画やジェンダーギャップの緩和に向けた機運の醸成に取り組むとともに、将来、結婚し、子育ての当事者となる若者による若者を対象とした取組を始めます。

● 事業所が結婚を応援 【こども支援課・産業政策課】

これまでは働きやすく魅力的な職場環境づくりを推進してきました。

これからも引き続き、働きやすく魅力的な職場環境づくりに取り組むとともに、職場のつながりを活かした縁結びを促進し、社会全体で出会いと結婚を応援する機運を高めます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 働く人にやさしい企業を認定
- 子育て世代にやさしい企業を認定
- 職場の縁結びさんによる結婚支援【新】（再掲）
- 男女共同参画の推進（共家事・共育児）

施策の方向性

(3) 若者の出会いの創出

現 状

- 若者の出会いがない訳ではないが、結婚に対して一步を踏み出せない者もいます。(再掲)
- タイムパフォーマンスを考えると、AIによるマッチングアプリの活用も有効であり、自然な出会いと言われるようになっていきます。(再掲)
- 地域の縁結びさんの支援も有効です。(再掲)

課 題

- 若者の出会いやコミュニティへの参加を促すための情報発信が必要です。
- 効率的で、現代の自然な出会いの一つである、AIマッチングシステムの活用促進は必要です。

取 組

● 結婚を希望する若者の出会いの創出 【こども支援課】

重点取組

これまで若者の意識を考慮し、行政による婚活イベントを実施することなく、公民館講座やスポーツ教室など、若者が参加しやすい事業を実施することで自然な出会いの場を提供してきました。

これからは現代の若者がタイムパフォーマンスを重視する考え方や、マッチングアプリによる出会いが一般的になってきたことを踏まえ、ふくい婚活サポートセンターが運営するマッチングシステムを活用した出会いの創出を促進するとともに、地域のイベントやボランティア活動などの共同の目標や活動に取り組む仲間との出会いの創出に取り組みます。

新たに職場や地域のつながりを活かした結婚支援ができるよう、市内事業所や団体と連携した出会いの創出に取り組みます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 職場の縁結びさんによる結婚支援【新】 (再掲)

施策の柱 3 妊娠・出産支援

施策の方向性

(1) 妊娠を希望するカップルへの支援

現 状

- 妊娠を希望するが、晩婚化等により不妊の悩みをもつカップルが増えています。

課 題

- 妊娠と出産に関する正確な情報を提供し、カップルが自己選択と自己決定に基づいて妊娠につながる支援を行います。
- 不妊治療は精神的、経済的負担が大きい傾向にあります。不妊についてはデリケートな問題ですが、必要な情報を必要なタイミングで提供するために、積極的な情報発信を行います。

取 組

● 妊娠に向けた支援 【こども支援課】

これまで妊娠を希望するカップルの精神的・経済的な負担を軽減するために、不妊治療費の助成や相談対応を行ってきました。

これからも相談対応や県が行っている特定不妊治療費助成事業や不妊検査・一般不妊治療費助成事業などの助成事業を優先的に活用し、保険診療に該当しない治療費について市独自の助成を継続します。

新たに不妊に関する正しい知識や情報を提供し、社会全体で理解を深めサポートを行えるよう啓発活動に取り組みます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

●不妊治療費助成

施策の方向性

(2) 妊娠期から育児期までの切れ目ない支援

現 状

○気がかりな母子（予期せぬ妊娠、精神的に不安定な妊婦、家庭の養育能力が高くない妊婦など）が一定数おり、こども家庭センターによる伴走型支援を行っています。

課 題

- 産前・産後の正しい情報を丁寧に伝え、安心して出産育児を見通せる支援が必要です。
- こども家庭センターにおける相談支援体制を維持し、早い段階で不安や困難に寄り添うことが必要です。
- こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉が連携し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援の提供が必要です。

取 組

● 伴走型の相談支援と経済的支援 【こども支援課】

重点取組

これまで母子健康手帳の交付時面談、妊婦アンケート・訪問、乳児家庭全戸訪問による相談支援と、出産・子育て応援給付金による経済的支援を行ってきました。

これからも母子保健と児童福祉が連携した相談支援をこども家庭センターで行います。妊娠期から育児期にわたる切れ目のない支援を提供し、妊婦支援給付金による経済的支援も継続します。

産前・産後に関わる関係機関との連携を蜜にし、気がかり母子の早期把握・支援を行います。また、子育てライフサポートの受託事業所とも連携し、親子の健やかな育ちを応援します。

大野ですくすく子育て応援パッケージ

- 妊婦支援給付金
- 妊婦救急車利用登録制度
- 乳児家庭全戸訪問
- 子育てライフサポート事業

施策の方向性

(3) 母子保健対策の充実

現 状

- 妊娠届出時のアンケートにより、現在の様子、健康状態、協力してもらえる人の有無、不安や悩みなどの状況把握を行うことで支援に関するニーズを把握しています。
- 母乳育児に関する悩みが多いことに対応して、母乳外来の費用助成を行っています。

課 題

- 母子の孤立化や産後うつ予防のため、産婦のニーズに応じた産後ケアの充実が求められています。
- 支援を必要としないケースであっても、母子の孤立化や産後うつを防ぐためには、乳児健康診査や乳児家庭全戸訪問、育児相談会などの様々な機会を通じて、継続的な相談支援を行うことが必要です。
- 母乳外来（通所型・訪問型）の費用助成を行っていますが、今後は宿泊型を含む産後ケア事業の整備が必要です。

取 組

● 妊産婦の健康と産後ケアの充実 【こども支援課】

重点取組

新規

これまで妊婦健康診査、乳児健康診査、乳児家庭全戸訪問、育児相談会などの様々な機会を通じて、継続的な相談支援を行ってきました。また、本市独自の産後ケアとして母乳外来の助成も行ってきました。

これからはこれまでの取組に加えて、**新たに**県全体の体制の下で訪問型、通所型、宿泊型の産後ケア事業にも取り組みます。これにより、産後うつの予防を強化し、これからの育児に関する見通しを立てられるようにします。

また、市外の産前・産後ケア専門施設への移動に掛かる経済的負担を軽減するため、産後ケア事業利用時の利用者負担を軽減する取組を行います。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 妊産婦健診
- 母乳外来費用助成
- 産後ケア（訪問型、通所型、宿泊型）の実施と利用者負担の軽減【新】

施策の方向性

(1) 乳幼児期の健康増進と相談支援の充実

現 状

○乳幼児健診による疾病の早期発見と早期治療の推進、乳児家庭全戸訪問や育児相談会などによる発育や発達、子育てに関する相談支援を行っています。

課 題

- 母子保健は伴走型の相談支援と包括的な支援が必要です。
- 家族支援を必要とする家庭を見逃さないように専門職の確保と質の向上が求められます。
- 感染症の発生やまん延を防止するためには、予防接種に関する周知や接種勧奨が必要です。
- こどもの健全な発達を促すために、食育の推進は必要です。

取 組

● 乳幼児健康診査と相談支援体制の充実 【こども支援課】

これまで1歳6か月児健診、2歳児健診（希望者のみ）、3歳児健診を実施してきました。これによって、発育や発達の確認、疾病の早期発見、早期支援につなげてきました。また、認定こども園等への保育カウンセラー派遣による発達支援の助言を実施しました。乳児家庭全戸訪問や育児相談会を通じて、不安や悩みを持つ保護者に相談支援を行いました。さらに、地域子育て支援センターや子育て交流ひろばちっく・たっくでは、保護者同士の交流の場を提供しました。

これからも健康診査や育児相談、乳児家庭全戸訪問など、直接アドバイスができる大切な機会を活用し、伴走型の相談支援を行います。地域子育て支援センターや子育て交流ひろばちっく・たっくでは、保護者同士の交流や気軽な相談が可能な体制を維持します。また、支援が必要な児童に対しては、認定こども園等への巡回発達相談を活用し、早期に必要な発達支援を実施できるように、事業の継続と関係機関との包括的な連携に取り組みます。加えて、こどもの身体的・社会的発達状況を確認し、就学に向けて適切な支援につなぐため、5歳児健診実施に取り組みます。

● 予防接種の接種勧奨及び食育の実践 【健康長寿課】

これまで乳幼児を感染症などの疾患から守るために、予防接種の必要性などの周知を行い、接種率の向上に取り組みました。また、こどもの食育への関心を高めるため、親子を対象として食生活改善推進員による料理教室も実施しました。

これからも予防接種未接種者への接種勧奨やインフルエンザの予防接種の助成を継続するとともに、食育を推進するために食生活改善推進員による親子料理教室を実施します。

● 食育に関する意識啓発の向上 【農業林業振興課】

これまで「越前おおの食守フェスタ」の実施によって意識啓発を図り、大野産米を使用した米飯給食や、地域産の農林水産物を材料とした給食を推進しました。

これからも「越前おおの食守フェスタ」と地場産農林水産物を取り入れた給食の実施を継続し、食育や地産地消に関する意識啓発を促進します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 乳幼児健康診査
- 新生児聴覚検査
- 地域子育て支援センターの開設
- 子育て交流ひろばちっく・たっくの開設
- 認定こども園等園巡回発達相談
- 予防接種助成
- 歯の健康（フッ素塗布）
- 乳児家庭全戸訪問

施策の方向性

(2) 教育・保育サービスの提供

現 状

- 育児休業中でも通常の保育時間での対応を望む声があります。
- 保育士、保育教諭、子育て支援員（以下「保育士等」といいます。）が余裕をもってこどもに対応できるよう、人員確保と処遇改善を望む声があります。
- 市外からの転入者から、保育の質や教員のこどもへの関わり方が市外より手厚いと感じる声があります。

課 題

- 教育・保育サービスの認定では、実際の就労時間に基づき保育時間を認定する原則を堅持することで、適正な教育・保育の給付を維持することが求められます。
- 保育人材の処遇改善や働く環境の改善については、国、県、市が共通の問題意識を持って取り組んでいるが、市も独自の人材確保を展開することで他市町との差別化が必要になります。
- 適切で質の高い教育・保育を提供するために、関係機関と連携協力し、保育士等の養成や確保、保育補助者による保育士支援を図る必要があります。
- 保育人材が不足する中、現在働いている保育士等の離職防止のための雇用環境の整備や保育士等の安定的・継続的確保、園の効率的な運営を図るためICT化を進める必要があります。
- 定員の適正化などは法人の経営問題に関わることであり、法人（経営者）と実情に即した協議が必要になります。
- 保幼小、小中、中高の各段階での連携をさらに充実させる必要があります。

取 組

● 充実した教育・保育サービスの提供 【こども支援課】

重点取組

これまで教育・保育の充実と量の確保を目指し、認定こども園等において適切な定員設定や保育士等の研修、保育人材の確保に取り組んできました。同時に、子育て家庭の負担軽減のために一時預かりや延長保育などの子育て支援サービスを提供してきました。さらに、市独自の取組として、第2子の保育料を完全無料化し、第3子の副食費を完全無料化するなど、経済的負担を軽減する支援策を実施してきました。

また、保護者と保育士等の負担軽減と保育サービスの向上を目指し、公立・民間の全園でおむつ持ち帰りゼロを実現し、公立園で保育業務支援システムを導入しました。

これからも安全で安心な教育・保育環境を維持し、教育・保育の充実と量の確保、業務の効率化に取り組むと同時に、保育人材の確保に向けて関係機関との協力を進めます。

新たに健康と成長・発達をサポートするため、認定こども園等で3歳以上の主食（ごはん）の提供に取り組みます。

さらに、児童数の減少に対応するため、認定こども園等の定員設定などの在り方について、法人（経営者）と実情に即した協議を行います。

取 組

● 幼小接続の推進 【教育総務課】

これまで認定こども園等の公開保育や学校の授業参観、幼小連絡協議会の開催などを通じて、幼児教育の段階と小学校段階の接続・連携に取り組んできました。

これからも幼児教育の段階と小学校段階の接続・連携に関する取組を推進することで、こどもの学びをつなぐ基礎となる幼児期の教育を充実させるとともに、幼児教育と小学校教育のスムーズな移行を図ります。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 認定こども園等における教育・保育の提供
- 市内全ての認定こども園等における「おむつ持ち帰りゼロ」の実現
- 第2子の保育料を完全無料化
- 第3子の副食費を完全無料化
- 一時預かり、延長保育の実施
- 保育所等における3歳以上児への主食（ごはん）提供の推進【新】

施策の方向性

(3) 地域における子育て支援

現 状

- 地域子育て支援センターを利用することで、他の保護者や保育士との情報交換ができています。
- こどもの居場所づくりに関する活動に主任児童委員の協力が得られており、こどもなどにも好評を得ています。

課 題

- 地域における子育て支援情報の発信強化が必要です。
- レスパイトサービス（子育ての疲れやストレスを軽減するためのサービス）を提供しながら子育てを楽しめる環境の整備が必要です。
- ボランティアやピアサポートなど様々な人材の発掘が必要です。

取 組

● 地域による子育て支援 【こども支援課】

これまで認定こども園等における園開放や地域子育て支援センター、子育て交流ひろばちっく・たっくにおける相談支援や交流促進を図るとともに、大野市シルバー人材センターが行う家事援助や訪問型一時預かり、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」が行う預かり型一時預かり、市内事業所が行うリフレッシュサービス・レスパイトサービスを提供してきました。

これからも子育てに関する相談支援や子育てライフをサポートする取組を継続するとともに、地域や社会全体で子育て支援に取り組んでいることを見える化した「大野ですくすく子育て応援パッケージ」を活用して、子育てにやさしいまち大野の情報発信を強化し、地域が子育てを応援する機運の醸成に努めます。

新たに未就園の低年齢児の健やかな成長につなげるこども誰でも通園制度については、本市の実情と受け皿の確保について十分な検討を行い実施します。

取 組

- こどもまんなか応援サポーターの市内展開 【こども支援課】

重点取組

これまで「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、「結婚・子育てハンドブック」協賛事業所や市制施行70周年記念事業への協力団体、「こども連れで利用しやすい飲食店」登録店舗を「こどもまんなか応援サポーター」と位置づけ、地域全体で子育て支援に取り組んできました。これからもさらに「こどもまんなか応援サポーター」の活動を拡大するため、おおの天空パークOSORAの活用やOSORAと連携した、地域における子育て支援に努めます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- こどもまんなか応援サポーターの紹介【新】
- 子育てライフサポート事業【拡充】

施策の柱 5 小中学生への支援

施策の方向性

- (1) 児童・生徒の生きる力の育成に向けた教育環境の向上

現 状

- 探求的な学習を推進し、ふるさと大野の未来を創造する力と自己の生き方について考える力を育成する必要があります。
- ICT 機器の整備と活用力向上のため、教員研修の充実に取り組む必要があります。
- 児童生徒の教育環境の向上を図るため、一定規模の学習集団が必要であることについて、保護者をはじめとした市民に対する学校教育への理解を深める必要があります。

課 題

- 学力向上研修会の実施や外国語授業でのALT（外国語指導助手）配置など、授業の質の向上や、小中学校のDX化の推進による教育環境の向上が求められます。
- 総合的な学習の時間などにふるさとについての探求的な学習を推進することにより、地域への理解や関心を深める必要があります。
- 中学校での休日の部活動に代わる環境を整えることにより、生徒が適した環境でスポーツや文化活動を行えるようにするための対策が必要です。
- こどものスポーツ活動の充実に取り組むことにより、スポーツの楽しさを知ることが求められます。
- 文化活動の底辺の拡大と担い手の掘り起こしが必要です。
- こどもたちのふるさとを思う心や人を思いやる心を育てる必要があります。

取 組

● 豊かな学びと育ちの推進 【教育総務課】

重点取組

これまで学力向上研修会を実施したり、外国語の授業でALT（外国語指導助手）を配置するなど、教職員の授業改善に取り組んできました。また、小中学校のDX化を進めることで、授業の質の向上を図りました。さらに、総合的な学習の時間には、ふるさとに関する探究的な学習を推進してきました。

これからも将来の時代を生き抜くための能力を持った市民を育成するため、教育と教育環境の向上に取り組むとともに、教育理念の具現化や18年間をつなぐ教育の実現を目指し、大野らしさが生きる教育に努めます。また、児童生徒や教職員が安全・安心な学校生活が送れるよう学校施設を適切に維持管理し、必要な改修及び補修を実施します。

新たに中学校の休日部活動の地域移行に伴い、生徒がそれぞれの適した環境でスポーツや文化活動を行えるよう、地域クラブなどと連携し、取り組んでいきます。

● スポーツの推進 【スポーツ推進課】

これまで「大野市スポーツ推進計画」に基づき、こどもたちのスポーツ活動の充実に取り組むとともに、全国大会などの出場経費の助成を行ってきました。

これからも引き続き、「大野市スポーツ推進計画」に基づいて、スポーツによる青少年の健全育成やさまざまなスポーツを楽しみ、活動の充実に図るとともに、学校と地域が連携したスポーツ環境づくりに取り組んでいきます。

新たに中学校の休日部活動の地域移行に伴い、生徒がそれぞれ適した環境でスポーツ活動を継続できるようにするとともに、地域クラブが生徒の活動の受け皿となるために、優秀な指導者の確保と育成を図っていきます。

● 文化活動の推進 【地域文化課】

これまで文化活動の全国大会などの出場経費の助成を行ってきました。

これからも全国大会などの出場経費の助成を継続するとともに、文化活動の底辺の拡大と担い手の掘り起こしにつなげます。

新たに中学校の休日部活動の地域移行に伴い、生徒がそれぞれ適した環境で文化活動が継続できるよう受け皿の確保を図ります。

● 地域の伝統と文化の継承 【生涯学習・文化財保護課】

これまで公民館などで児童や親子を対象にふるさとを知り、家庭や地域のきずなを深めるための講座を開催してきました。

これからも公民館などで、歴史や食文化、伝統芸能の継承を目的とした講座を開催するとともに、こどもたちのふるさとを思う心や人を思いやる心を引き続き育てるため、ふるさと芸能の伝承活動が継続する取組を行います。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- スポーツ・文化活動を応援（全国大会などの出場経費を助成）
- 中学校休日部活動の地域移行

現 状

- 不登校の子を見過ごさず、丁寧なサポートが必要です。
- 学校でいじめや生活に関する声掛けが必要です。
- 学校再編により学校が変更になることによるいじめや不登校に対する不安の声があります。

課 題

- 不登校やいじめに関しては、小さなことから困難な事例までも、教育委員会事務局内の情報共有と連携を図り、手遅れになる前に専門家の協力を得た適切な対応が求められます。
- いじめや不登校は教職員と児童・生徒の日々の関わりの中で早期に発見、初期対応する必要があるが、実際に対応する場合は専門家のサポートが必要です。
- 最近では、家庭環境や学校、友人との関係、学校や集団への不適応を要因とする問題を抱える児童生徒が増加しており、また、児童生徒が抱える問題は多様化しています。一人一人を大切にし、きめ細かな支援が一層必要となっています。

取 組

● いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応 【教育総務課・こども支援課】

これまでいじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議で組織的な対応を行ってきました。

これからも専門的知識と経験を持ついじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ながら、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議などを有機的に連携させることでいじめ・不登校の未然防止に関する取組を充実させます。また、小中学生1人1台に配布しているタブレット端末を活用し、いじめなどの悩みごとに関するSOSをいち早くキャッチできる体制を整えます。

不登校児童に関する適切な対応は、若者のひきこもり防止につながる重要な取組であることから、「学校」、「教育委員会」、「こども家庭センター」、「おくえつ児童家庭支援センターめぐみ」がそれぞれに持つ機能を発揮し、役割分担と連携を図り、未然防止に取り組むとともに、事案が発生した場合も迅速に対応します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- おくえつ児童家庭支援センターめぐみ

現 状

- 市街地の児童の放課後の拠点である「放課後児童クラブ」と、市街地郊外の児童の拠点である「放課後子ども教室」において学童保育を実施しています。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の利用要件が異なることに対し、保護者の一部から疑問の声が上がっています。

課 題

- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の実施に当たっては、安全性の向上と人材確保、サービスの質の向上が必要です。（再掲）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」のサービスの標準化が必要になっています。
- 児童が安全に過ごすため学校内での居場所づくりが求められています。

取 組

- 安全・安心な放課後の居場所づくり
【こども支援課、生涯学習・文化財保護課、教育総務課、地域文化課】

再掲

これまで市街地の小学校の児童のうち保育を必要とする児童については児童センターにおける放課後児童クラブで放課後の居場所を確保し、市街地郊外の小学校の児童については保育の必要性にかかわらず公民館などにおける放課後子ども教室で放課後の居場所を確保してきました。また、長期休業中においてはエキサイト広場や図書館において学習やスポーツ、読書などのカリキュラムにより居場所づくりにも取り組んできました。

これからは現在の放課後児童クラブと放課後子ども教室による放課後の居場所づくりを継続しつつ、児童の安全性の向上と環境の充実を図るとともに、学校施設を活用した放課後の居場所づくりを進めます。また、図書館や公民館を活用した長期休業中の居場所づくりやこども食堂を活用した高校生までの居場所づくりを継続していきます。

新たに放課後児童クラブと放課後子ども教室に携わる人材のスキルアップを図り、放課後支援に係る質の向上につなげるため、指導員や安全管理員の交流を図ります。

こどもの居場所となる屋内型こどもの遊び場は、天候にかかわらず楽しく遊び、子育て世代が交流できる施設であり、こどもの健やかな成長や父親の育児参加を促す役割を果たすため、指定管理者と連携を図り、安全性の確保と利用促進を図ります。

こども食堂は地域における見守りの拠点になることから、未実施地区への拡大を目指します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 放課後児童クラブの実施
- 放課後子ども教室の実施（長期休業中：学びと遊びと体験の広場）
- 長期休業中の小学生の活動支援（こどもチャレンジ教室、図書館宿題支援、B G 塾）
- 長期休業中の居場所づくり（公民館無料開放）
- おおの天空パークOSORAの運営【新】
- こども食堂の実施

施策の方向性

(1) 経済的・精神的負担の軽減

現 状

ニーズ調査の結果として、

- 就学前児童の保護者で、「こどもに関することで悩んでいること、気になること」で最も多い回答は「こどものしつけ」、次いで「こどもの心の様子」、次いで「食事や栄養」となっています。
- 就学前児童の保護者で、「保護者に関することで悩んでいること、気になること」で最も多い回答は「ストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」、次いで「仕事や自分のやりたいことに時間が十分取れない」、次いで「教育にかかる経済的な負担が大きい」となっています。
- 就学児童の保護者で、「こどもに関することで悩んでいること、気になること」で最も多い回答は「こどもの心の様子」、次いで「こどものしつけ」、次いで「こどもの友だちづきあい」となっています。
- 就学児童の保護者で、「保護者に関することで悩んでいること、気になること」で最も多い回答は「教育にかかる経済的な負担が大きい」、次いで「仕事や自分のやりたいことに時間が十分取れない」、次いで「ストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」となっています。

課 題

- こどもの医療費にかかる負担の軽減や児童手当の給付など、現在の経済的支援の維持・継続していく必要があります。
- 女性の家事や育児の負担が大きくなっているため、女性の精神的負担を軽減するためには、「共に家事を分担し、共に育児をする」という取組が重要です。
- 「こどもまんなか」「こどもとともに」の姿勢で、将来に向かっての明るい見通しができ、こども、保護者がウェルビーイングな状態になるためにサービスの提供、相談支援、情報発信を行っていく必要があります。

取 組

● 子育てにかかる経済的負担への支援 【こども支援課】

これまで国の「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた事業や県の補助事業を実施し、第2子以降の保育料無料化や家庭育児応援手当の所得制限を撤廃することで対象者を広げるなど、市独自の支援を加えて経済的な支援を行ってきました。

これからも国の「こども未来戦略加速化プラン」や「子ども・子育て支援事業計画」、県の「福井県こども・子育て応援計画」に基づき、経済的な支援を強化していきます。また、市独自の経済的支援として、全国トップクラスのこども医療費の無料化や第3子以降の小中学生の給食費無料化などを継続していきます。

取 組

● 子育てにかかる精神的負担への支援 【こども支援課・総務課・産業政策課】

これまで妊娠期から出産を経て子育て期に至るまでの子育てライフを切れ目なくサポートするとともに、子育てにかかる負担感の軽減や心身のリフレッシュを図るため、預かり型または訪問型の一時預かり、家事援助、リフレッシュサービスの提供を行ってきました。

これからも子育てをしながらも保護者が自分らしさを失わず、ウェルビーイングな状態で子育てができるよう、子育てにかかる負担感の軽減や心身のリフレッシュにつながるよう子育てライフをサポートしていきます。特に子育てと仕事の両立に対する負担や育児に対する負担が母親に偏っていることから、男女共同参画の推進や子育てしやすい職場環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

新たに子育てに悩みや不安を抱える保護者のうちハイリスクな家庭については、こども家庭センターにおいてサポートプランを作成し、総合的な支援を行います。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 妊婦支援給付金
- こども医療費の助成
- 家庭育児応援手当の支給
- 第2子以降保育料無料化料
- 第3子以降小中学校給食費無料化
- 子育てライフサポート事業
- 一時預かり事業、病児デイケア事業、子育て短期支援
- こども家庭センターによる相談支援

施策の方向性

(2) 子育てと仕事の両立支援

現 状

- 就学前児童の保護者で、子育てと仕事の両立に関する課題の問いに対し、家事、育児の負担が大きいとの回答が最も多く、次いでこどもと過ごす時間が短い、病児保育の施設不足の順になっています。
- 子育てと仕事の両立を支援する既存制度の利用実績は低いですが、今後、制度を利用したいとする希望は多くあります。
- 職場において、子育て世代への理解があまり得られず、辛い思いをしている従業員が多くなっています。企業全体で子育て中でも働きやすいように、そして今後もこどもを育てながら働きたいと思える職場環境づくりが求められています。
- 病児保育の充実と利便性の向上を求める声が多くあります。

課 題

- 現在の認定こども園等による教育・保育サービスの提供や一時預かりの実施、放課後児童クラブや放課後子ども教室による児童の放課後の居場所づくりの確保が求められています。
- 病児保育施設の確保とサービスの向上に取り組む必要があります。
- 子育てと仕事を両立する支援は、企業の人材確保や消費者の獲得につながるなど、大きなメリットがあるので、企業を巻き込んだ取組が必要です。
- 男性の家事や子育てへの参加を促進し、女性の負担が偏る状況を解消し、女性と男性が共に子育てと仕事を両立できるような環境整備が求められています。

取組

● 働きながら子育てしやすい預かり環境の整備 【こども支援課、生涯学習・文化財保護課】

重点取組

これまで保護者の就労環境を整備するための保育の受け皿として、認定こども園等における教育・保育サービスの提供や一時預かり・延長保育を行うとともに、放課後児童クラブ、放課後子ども教室における小学生の放課後対策に取り組んできました。また、病児保育についても市内医療機関の協力を得て実施してきました。

これからも教育・保育サービスの提供や一時預かり、放課後の居場所づくりを継続するとともに、児童の安全と安心を高めるよう取組の充実を図ります。また、市民ニーズに対応するため、病児保育を担う施設の確保・維持に努めるとともにサービスの充実と利便性の向上を図ります。

新たに小学生の放課後対策については、小学校の空きスペースの活用や、指導員の確保と質の向上に取り組めます。

● 子育てしやすい就労環境の整備 【産業政策課】

これまで市内での就業を促進するために働きやすく魅力ある職場環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりに取り組んできました。

これからは働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりを継続するとともに、労働者が安心してこどもを産み育てられる職場環境を創出することで、出産しても仕事を続けることができる環境を整備するため、「働く人にやさしい企業」「子育て世代にやさしい企業」の認定企業の取組内容の充実に努めます。また、男性の育児休暇取得や子育てと仕事の両立を支援する既存制度の利用を促進するため、事業所と従業員双方に対して周知を図ります。

● 女性にかかる負担の軽減 【総務課】

これまで男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進プランに基づいた取組を進めてきました。

これからも特に子育てと仕事の両立に対する負担や育児に対する負担が母親に偏っていることから、男女共同参画を推進し、女性にかかる家事や育児にかかる負担を軽減する取組に力を入れます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 教育・保育サービスの提供
- 家庭育児応援手当の支給
- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施
- 一時預かり事業、病児デイケア事業、子育て短期支援
- 働く人にやさしい企業・子育て世代にやさしい企業を応援
- 産後パパ育休取得促進補助金の支給
- 共家事・共育児の推進

現 状

- ニーズ調査では、就学前児童の保護者で、子育てと仕事の両立の課題で最も多い回答は、「家事・育児の負担が大きい」となっています。特に母親の家事負担を減らし、精神的、身体的余裕を求める意見が多くあります。
- 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める必要があります。
- 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力して子育てを行い、それを職場が応援し、地域社会全体で応援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する必要があります。

取 組

● 女性にかかる負担の軽減 【総務課】

再掲

これまで男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進プランに基づいた取組を進めてきました。

これからも特に子育てと仕事の両立に対する負担や育児に対する負担が母親に偏っていることから、男女共同参画を推進し、女性にかかる家事や育児にかかる負担を軽減する取組に力を入れます。

● 多様化する働き方への支援 【産業政策課】

これまで市街地での創業や既存店舗の事業承継などについて、女性への支援を拡充してきました。

これからは引き続き起業・創業の支援を行うとともに、多様化する働き方への支援として、在宅勤務体制の導入、勤務時間の選択化、時間単位での有給休暇取得制度といった、働く人・子育て世代にやさしい企業の取組を紹介するなどの情報発信を行います。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 共家事・共育児の推進
- 起業・創業を支援

施策の方向性

(1) 障がい児(配慮を必要とするこども)に対する支援

現 状

- 臨床心理士など専門職を各学校に配置したり、教員に対する研修等を通して発達障がいのこどもたちに対する知識、理解を深めてほしいとの要望があります。
- 小学校に上がっても引き続き、くれよん教室のような発達障がいの専門の機関で、定期的に本人を交えた相談を希望する声があります。
- 障がいのある人が過ごせる場所も少なく、障がいのある子の親が仕事を辞めたり、仕事を制限したりするという話をよく聞くので、子育て、就労両面での十分な支援が必要です。

課 題

- 特別な配慮を必要とするこどもに対しては、専門的な支援が必要です。
- 障がいのあるこどものライフステージに合わせて、障がい福祉、保健、保育、教育、就労支援などの分野で連携し、継続的な支援の提供が必要です。
- 障がいのあるこどもが円滑に通所支援などを受けられるよう、相談支援体制の充実と受け皿の確保が必要です。
- こどもと関わりを持つ機関が配慮を必要とするこどもへの対応を学び、それぞれのこどもの背景に寄り添った対応が必要です。

取 組

● 障がいのあるこどもへの適切な支援 【こども支援課】

これまで幼児健診や認定こども園等での巡回発達相談、児童デイサービスセンターとの連携を通じて、障がいの早期発見・早期支援に取り組んできました。また、認定こども園等では障がいの有無にかかわらず集団教育・保育を実施し、対象児童の社会性の健全な発達を促進してきました。特に医療的ケアが必要な児童につきましては、公立保育園を市内全域の受け皿として整備してきました。

これからも現在の体制を維持し、障がいのあるこどもへの適切な支援に繋げるために、関係機関との連携に取り組んでいきます。また、インクルーシブ保育の実施や医療的ケアが必要なこどもの受け入れを継続します。配慮を必要とする児童の現状を考慮し、保護者への相談支援やこどもに関わる大人の研修を充実させ、それぞれのこどもと家庭に寄り添った対応を行っていきます。

● 福祉サービスなどによる包括的支援 【福祉課】

これまで経済的支援の一環として手当の給付や医療費助成を実施し、障がいのあるこどものいる家庭の経済的負担を軽減する取組を行ってきました。また、家族の悩みや不安に寄り添った相談支援や、日中の活動場所の提供などを通じて、介護を担う家族の就労支援や一時的な休息を図ってきました。

これからも経済的負担の軽減や相談支援の実施、介護の一時的な軽減を図ることで、障がいのあるこどもを持つ家庭を支援します。また、障がいのあるこどもの家族がお互いの悩みを共有したり情報交換をする活動を支援するため、障がいのあるこどもが参加しやすい取組について検討していきます。特に、平日や長期休業中のこどもの居場所に関しては、必要な受け皿を確保します。

新たに医療的ケアが必要なこどもの相談援助、保健や障がい福祉など多くの分野の支援を総合調整するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、包括的に支援します。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 障がい児・医療的ケア児の保育
- 認定こども園等での巡回発達相談の実施
- 児童デイサービスセンターにおける障がい児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- 障がいのあるお子さんの移動を支援

施策の方向性

(2) ひとり親に対する支援

現 状

- フルタイム、正社員で働きたいが、ひとり親であるため周りの協力もあまりなく、正社員として働けない現状があります。
- 母子・父子自立支援員を配置し、相談支援体制を確保しています。

課 題

- ひとり親の困り感や悩みごとに対応するため、母子・父子自立支援員の存在をしっかりと発信し、きめ細かな相談対応を行う必要があります。
- ひとり親家庭に対する経済的支援については、現行の制度を維持する必要がある。
- 子育て支援サービスに係る負担金の軽減策についても、現行制度を維持する必要がある。

取 組

● 相談支援と生活支援 【こども支援課、教育総務課】

これまで母子・父子自立支援員を配置し相談支援を行い、さまざまな助成などの支援情報の提供を行ってきました。また、児童扶養手当の給付や母子・父子家庭の医療費の助成、ひとり親家庭の学習支援、学用品費や給食費の援助など経済的支援を行ってきました。

これからも母子・父子自立支援員やこどもと関わりをもつ、認定こども園等や小中学校などの関係機関を含めた相談体制を維持するとともに、ひとり親家庭の生活を支援するための有用な情報の提供、経済的支援を継続することでひとり親の安定した生活を確保していきます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 児童扶養手当の支給
- 母子・父子家庭の医療費の助成
- ひとり親学習支援
- 低所得世帯習いごと支援【新】

現 状

- 非課税世帯に対しては、国の子育て支援特別給付金を支給するなど、昨今の物価高騰に対する経済的支援を行ってきました。
- 非課税世帯に対しては、サービスの負担金の免除なども行っています。

課 題

- 非課税世帯など、生活困窮者に対しては、しっかりと必要な支援が受けられるようなつなぎを行う必要があります。
- 非課税世帯に対する経済的支援については、現行の制度を維持する必要があります。
- 子育て支援サービスに係る負担金の軽減策についても、現行制度を維持する必要があります。

取 組

● こどもの貧困対策 【こども支援課・教育総務課】

これまで非課税世帯を対象に教育・保育サービスなどの無償化や低所得世帯の児童習い事の支援などの経済的負担の軽減や保護者の就労を支援するための給付金の支給に取り組んできました。

これからも市が取り組むこども医療費の助成や教育・保育サービスの第2子以降の無料化などの経済的支援、学用品費や給食費の援助などの教育的支援に取り組みます。また、貧困対策は経済的な問題だけでなく、貧困を背景としたさまざまな家庭問題の要因になり得ることから、生活困窮者に対する自立支援とこども家庭センターにおける支援を連携させることで、より効果的な支援を行います。

● 自立支援の充実 【福祉課】

これまで自立相談支援センター「ふらっと」を開設し、経済的に困窮し、最低限の生活を維持できないおそれのある市民に対し、自立に向け、仕事や生活に関する相談対応、個別の支援プランに基づいた自立支援策を促進することで、家庭で養育されるこどもを健全に育成につなげてきました。

これからも自立相談支援センター「ふらっと」による自立相談、就労準備支援、家計改善支援、ひきこもり等の居場所づくりに取り組み、課題がより深刻になる前に早期に支援を行うことにより、保護者の自立を促進し、困難な環境にあるこどもが安心して生活できるよう支援していきます。

大野ですくすく子育て応援パッケージに掲載する取組

- 低所得世帯への就学援助費の支給
- 低所得世帯習いごと支援【新】

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村は国の基本指針に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することが定められています。

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了することから、令和7年度から令和11年度間までの5年間の計画期間として、子ども・子育て支援法に定める各事業の量の見込みと、その確保方策について定めます。

1 教育・保育について

(1) 教育・保育の提供区域の設定

地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を利用するための施設の状況などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定することとしており、今回の計画においても、第1期及び第2期の計画に引き続き、大野市全体で1区域とします。

(2) 教育・保育の量の見込みの考え方

平成24年度から平成30年度までの出生数は200人前後で推移していましたが、その後、コロナの影響もあり、出生数は令和3年度末からは140人台で推移し、令和5年度末には120人台に減少しています。

将来の出生数（各年度末の0歳児の数）の推計については、15歳～49歳までの女性1人当たりの出生数の令和3年度から令和5年度までの3カ年の平均を用いて令和6年度～令和11年度の推計を行いました。また、保育所の入所児童の推計については入所割合の実績を、経年の人口の推移については過去3年の人口の変化率を用いて推計しました。

(3) 教育・保育の量の見込み

年度	実績（受託含む、委託抜き）					見込み									
	令和5年度					令和7年度				令和8年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	1号	2号		3号		
認定区分・年齢区分		教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育			1・2歳	0歳	教育	保育	1・2歳
区分別	33	0	537	315	105	28	0	489	261	94	23	0	486	246	91
小計	33	【実績】 957				28	844				23	823			

年度	見込み														
	令和9年度				令和10年度				令和11年度						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	1号	2号		3号		
認定区分・年齢区分		教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育			1・2歳	0歳	教育	保育	1・2歳
区分別	18	0	426	248	88	13	0	406	240	86	8	0	387	235	83
小計	18	762				13	732				8	705			

(4) 教育・保育の量の確保方策

年度	実績(受託含む、委託抜き)				確保方策										
	令和5年度				令和7年度				令和8年度						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
教育		保育	1・2歳	0歳	教育		保育	1・2歳	0歳	教育		保育	1・2歳	0歳	
教育・保育施設	70	620		294	77	70	490		270	95	70	490		250	95
地域型保育事業	-	-		6	3	-	-		6	3	-	-		6	3
小計	70	【実績】 1,000				70	864				70	844			

年度	確保方策														
	令和9年度				令和10年度				令和11年度						
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
教育		保育	1・2歳	0歳	教育		保育	1・2歳	0歳	教育		保育	1・2歳	0歳	
教育・保育施設	70	430		250	90	70	410		240	90	70	390		240	85
地域型保育事業	-	-		6	3	-	-		6	3	-	-		6	3
小計	70	779				70	749				70	724			

第2期期間中においては、令和4年度から令和6年度にかけて保育定員の弾力運用の適正化を図ることで、認定こども園等の入所児童の偏りをなくし、運営する社会福祉法人及び学校法人の経営の安定化を図ってきました。

今後は、児童数の減少に対応するため、公立保育所だけでなく、民間認定こども園の定員設定の在り方を検討するため、法人と経営問題を含めた、実情に即した協議を行っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、地域の実情に応じて実施する事業です。

(1) 利用者支援事業

ア 事業内容

子育てに関する総合的な相談支援を行う事を行い、こどもや保護者が抱える様々な課題に対して、情報提供や助言、関係機関との調整を通じて支援していきます。

イ 取組状況

令和6年度からは「大野市こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談について、保健師や社会福祉士、保育士などの専任職員による相談業務を実施しています。

ウ 量の見込みと確保方策

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

利用者支援事業は、基本方針に示す「将来の見通しを立てられる必要な支援の提供」、「将来の見通しを立てられる、適時適切な情報発信」、「不安に寄り添ったこども、若者、子育て世帯を主体とした相談支援」の基本事業として取組を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 事業内容

地域における子育て家庭を支援するための拠点施設を整備・運営する事業で、子育て親子の交流の場の提供や情報の提供、子育て家庭を支援する事業の実施や子育て等に関する相談、助言や関係機関との連絡調整を行うことで、地域における子育て家庭の孤立防止や育児不安の解消を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。

イ 取組状況

実施施設数 2カ所（大野市地域子育て支援センター、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」）

ウ 量の見込みと確保方策

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,900人日	12,900人日	12,500人日	12,200人日	11,800人日
確保方策	12,900人日	12,900人日	12,500人日	12,200人日	11,800人日

地域における子育て家庭の孤立防止や育児不安の解消を図るため、引き続き、大野市地域子育て支援センター及び子育て交流ひろば「ちっく・たっく」の2カ所を拠点として事業を実施します。

大野市地域子育て支援センターは大野市こども家庭センターとの連携による、より専門的な支援が可能であり、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」は商業施設内に設置され、土日の利用も可能であることから、それぞれの拠点のメリットを活かした取組を進めます。

(3) 妊婦健康診査

ア 事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産のために健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（1人当たり14回）を交付し、受診勧奨を行い、疾病の予防や妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

イ 取組状況

実施場所 県医師会に加入する病院や県外の契約医療機関にて実施

ウ 量の見込みと確保方策

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人数	130人	125人	123人	121人	116人
	健診回数	1,100回	1,050回	1,033回	1,016回	974回
確保方策	人数	130人	125人	123人	121人	116人
	健診回数	1,100回	1,050回	1,033回	1,016回	974回

妊婦健康診査は無料で受診できることから、母体や胎児の健康確保と併せて経済的負担の軽減につながっていることを情報発信します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業内容

「こんにちは赤ちゃん訪問」として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し支援を行います。

イ 取組状況

実施体制 大野市こども家庭センターの保健師及び助産師など

ウ 量の見込みと確保方策

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	135人	130人	127人	124人	119人
確保方策	135人	130人	127人	124人	119人

本事業の実施により、予防的支援が必要と判断された家庭には、大野市こども家庭センターにおける妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

(5) 養育支援訪問事業

ア 事業内容

育児ストレスなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、家庭児童相談員と保健師などが相談支援を行うとともに、保護者の育児、家事などの養育の手助けとなるサービスへつなぐことで、保護者の身体的・精神的負担を軽減するため支援を行います。

イ 取組状況

実施体制 大野市こども家庭センターの保健師及び家庭児童相談員など

ウ 量の見込みと確保方策

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86人	86人	86人	86人	86人
確保方策	86人	86人	86人	86人	86人

要保護児童又は要支援児童の早期発見又は早期対応につながるよう、家庭訪問において把握した情報を大野市こども家庭センターにおいて共有し、必要に応じて母子保健と児童福祉とが連携して対応します。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

ア 事業内容

保護者が疾病、看護、就労、育児不安など身体的又は精神的理由で、家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院でこどもを預かります。

イ 取組状況

事業の種類 ショートステイ（宿泊を伴う利用）
トワイライトステイ（平日の夜間や休日の利用）
実施場所 2カ所（偕生慈童苑、済生会乳児院）

ウ 量の見込みと確保方策

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	24人	24人	24人	24人	24人
	確保方策	24人	24人	24人	24人	24人
トワイライトステイ	量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
	確保方策	12人	12人	12人	12人	12人

こどもの預かり目的以外にも、保護者のリフレッシュ（レスパイト）目的やこどもとの関わり方で悩んでいる保護者に対する相談目的で利用できることを情報発信し、保護者の子育てを支えます。

(7) 一時預かり事業(子育てライフサポート事業)

ア 事業内容

一時預かり事業（一般型）は、家庭において保護者の就労、疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家庭での育児が困難となった乳幼児について、認定こども園等で保育を実施します。一時預かり事業（幼稚園型）は、教育時間の前後や長期休業期間などに、主に在園児を対象に認定こども園等で保育を実施します。

あわせて、大野市シルバー人材センターにおける訪問型一時預かりや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」における預かり型一時預かりを実施し、子育てライフをサポートします。

イ 取組状況

事業の種類 一時預かり事業（幼稚園型）
一時預かり事業（一般型）
子育てライフサポート事業（すみずみ子育てサポート事業）
実施場所 認定こども園等、大野市シルバー人材センター、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」、子育てライフサポート受託事業所

ウ 量の見込みと確保方策

(幼稚園型)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84人日	69人日	54人日	39人日	24人日
確保方策	84人日	69人日	54人日	39人日	24人日

(幼稚園型以外)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	967人日	967人日	931人日	907人日	878人日
確保方策	967人日	967人日	931人日	907人日	878人日

事業実施に関する受け皿の確保とあわせて、情報発信の強化と利便性の向上に努めます。

(8) 延長保育事業

ア 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労形態の多様化などに伴うやむを得ない理由により、認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

イ 取組状況

実施場所 市内の全保育所・認定こども園

ウ 量の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	169人	163人	153人	147人	141人
確保方策	169人	163人	153人	147人	141人

既存の認定こども園等において、保護者の働き方の多様化や就労環境に柔軟に対応していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

ア 事業内容

病気又は病気回復期のため集団保育が困難、かつ、保護者の就労や疾病などの事由により家庭で保育ができない乳幼児などを病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

イ 取組状況

実施場所 市内の病児デイケア事業受託施設

市外の病児デイケア促進事業相互広域利用受託施設

ウ 量の見込みと確保方策

ウ 量の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	225人日	225人日	225人日	225人日	225人日
確保方策	225人日	225人日	225人日	225人日	225人日

市内の病児デイケア事業受託施設及び市外の病児デイケア促進事業相互広域利用受託施設において事業の実施体制を確保とあわせて、情報発信の強化と利便性の向上に努めます。

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

ア 事業内容

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業期間において適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

イ 取組状況

実施場所 市内全児童センター（5カ所）

ウ 量の見込みと確保方策

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	1年生	96人	82人	101人	83人	80人
	2年生	93人	80人	67人	83人	68人
	3年生	48人	51人	43人	37人	45人
	4年生	25人	24人	25人	22人	18人
	5年生	6人	6人	6人	6人	6人
	6年生	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策		269人	244人	243人	232人	218人

放課後の児童の安全性の向上と環境の充実を図るとともに、学校施設を活用した放課後の居場所づくりを進めます。併せて、こどもに関わる人材のスキルアップを図ります。

(11) 妊婦等包括相談支援事業(新規)

ア 事業内容

妊婦などを対象に、妊婦支援給付金の給付にあわせて、面談や情報提供、相談援助を行うことで、妊婦の心身の状況や生活環境を把握し、母子保健や子育ての支援を行います。

イ 取組状況

実施体制 大野市こども家庭センターの保健師など

ウ 量の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	妊娠届出数	130件	125件	123件	121件	116件
	1組あたりの面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	390回	375回	369回	363回	348回
確保方策	390回	375回	369回	363回	348回	

面談は、妊娠届出時、妊娠後期のアンケート実施又は希望者に面談時、乳幼児家庭全戸訪問時の3回実施します。把握した情報を大野市こども家庭センターにおいて共有し、必要に応じて母子保健と児童福祉とが連携して対応します。

(12) 産後ケア事業(新規)

ア 事業内容

産後の母と子の健康のために、助産所や医療機関でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）、アウトリーチ型（訪問）を行い、心と体を休めながら育児相談や授乳指導などを行います。

イ 取組状況

実施体制 県が集合契約する医療機関や助産施設など

ウ 量の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	234人日	225人日	222人日	219人日	210人日
確保方策	234人日	225人日	222人日	219人日	210人日

市として産後ケア事業に初めて取り組むことから、事業内容等の周知を図ります。

(13) 特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)

ア 事業内容

保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設等を月一定時間利用できる制度で、集団生活を通じてこどもの社会性を養い、こどもの健やかな育成を図ります。

イ 取組状況

実施体制 令和8年度から始まる「乳児等のための支援給付」により実施する予定です。実施に当たっては、低年齢児（0～2歳）の認定こども園等への入所率などの実情を踏まえ、認定こども園などに過度な負担が掛からないように配慮します。

ウ 量の見込みと確保方策

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	0歳児	—	3人	3人	3人	3人
	1歳児	—	1人	1人	1人	1人
	2歳児	—	1人	1人	1人	1人
確保 方策	0歳児	—	3人	3人	3人	3人
	1歳児	—	1人	1人	1人	1人
	2歳児	—	1人	1人	1人	1人